明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

一
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務二二二、二二三、二二五～二二八）

二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同二二四）
○円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二一一）
○債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（同二一二）

三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二一三）

四
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一八）
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一九）
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二〇）
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二〇一〇）
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二〇一一）
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二〇一二）
○保安林の指定をする件（同二〇一三～二〇二〇）
○保安林の指定を解除する件（同二〇二一～二〇二五）
○特定土地区画整理事業の事業計画の変更について関係図書を縦覧に供する件（国土交通六三八、六三九）

五
〔国会事項〕
内閣　法務省　財務省　気象庁

六
〔人事異動〕

七
〔皇室事項〕

二
〔官庁報告〕
労働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）

二
国家試験
平成二十六年公認会計士試験の施行（公認会計士・監査審査会）

三
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）

三〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

告示

○法務省告示第二百二十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年六月十九日　法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　マイルズ・ジャスティン・ブルース・マントル
生年月日　千九百六十八年二月十四日
国　籍　連合王国

○法務省告示第二百二十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年六月十九日　法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　アンドリュー・ジョン・ブレイコー
生年月日　千九百七十八年一月二十六日
国　籍　連合王国

○法務省告示第二百二十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十五年六月十九日　法務大臣　谷垣　禎一

一　指定を受けた者
氏　名　アンドリュー・ジョン・ブレイコー
生年月日　千九百七十八年一月二十六日
国　籍　連合王国
原資格国　連合王国

二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるものオーストラリアニューサウスウェールズ州において効力を有し、又は有した法